

「年末調整・法定調書の記載チェックポイント（平成 28 年分）」正誤表

中央経済社

本書に以下のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

給与所得の源泉徴収票の記載について、「給与支払報告書に配偶者特別控除の対象となる配偶者の「個人番号」を記載する」と記述しましたが、記載する必要がないことが判明しました。

つきましては、下表該当箇所の「配偶者特別控除の対象となる配偶者の「個人番号」を記載する」旨の記述を削除し、給与支払報告書様式等の「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族等の個人番号」を「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」に訂正してください。

該当頁	該当箇所
4 頁	上から 3 行目、図表内下の吹き出し
107 頁	上から 3 行目の図表
116 頁	上から 11 行目
117 頁	上から 3 行目、下から 1～2 行目
118 頁	枠内上から 1 行目、枠内下図表のタイトル、枠内の図表の一番下の吹き出し
120 頁	上から 7 つ目のマス
164 頁	図表内※印

※117 頁下から 1～2 行目については、下記箇所も訂正してください。

- (誤) ② 5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族等の個人番号  
(正) ③ 5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号

以上